

寒川町財務規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) <u>指定代理納付者</u> <u>法第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>をいう。	～略～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) <u>指定納付受託者</u> <u>法第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>をいう。
～略～ (領収書の特例) 第44条 前条の規定にかかわらず、金銭登録機を使用して収納する収入については、金銭登録機による領収書をもつて領収書とし、自動販売機その他これに類する機具により領収する代金及び入場料、観覧料、収入証紙発行収入等、領収書を発行し難いもの及び<u>指定代理納付者</u>が納付するものについては、領収書の交付をしないものとする。	～略～ (領収書の特例) 第44条 前条の規定にかかわらず、金銭登録機を使用して収納する収入については、金銭登録機による領収書をもつて領収書とし、自動販売機その他これに類する機具により領収する代金及び入場料、観覧料、収入証紙発行収入等、領収書を発行し難いもの及び<u>指定納付受託者</u>が納付するものについては、領収書の交付をしないものとする。
～略～ (指定代理納付者) 第57条の3 町長は、政令第157条の2各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を<u>指定代理納付者</u>に指定することができる。 2 町長は、<u>指定代理納付者</u>を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。 3 町長は、第1項の規定により<u>指定代理納付者</u>を指定したときは、その旨を速やかに告示しなければならない。_____ _____ _____ _____ 4 前2項の規定は、<u>指定代理納付者</u>の指定を変更し、又は取り消す場合にこれを準用する。	～略～ (指定納付受託者) 第57条の3 町長は、政令第157条の2各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を<u>指定納付受託者</u>に指定することができる。 2 町長は、<u>指定納付受託者</u>を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。 3 町長は、第1項の規定により<u>指定納付受託者</u>を指定したときは、その旨を速やかに告示しなければならない。<u>指定代理受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を町長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合も同様とする。</u> 4 前2項の規定は、<u>指定納付受託者</u>の指定を変更し、又は取り消す場合にこれを準用する。

5 <u>町長は、納入義務者が、指定代理納付者が交付し又は付与する政令第157条の2第2項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出たときは、これを承認することができる。この場合において、町長は、当該納入義務者にその旨を証する書面を交付し、領収書は交付しないものとする。</u>	(削る)
6 <u>町長は、前項の規定により指定代理納付者による歳入の納付を承認したときは、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。この場合において、当該指定代理納付者が当該指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</u>	(削る)
～略～	～略～ 附 則 1 <u>この規則は、令和4年1月4日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67条)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の寒川町財務規則の適用については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u>